

職業能力開発促進法施行規則の一部を改正する省令案要綱

- 一 公共職業能力開発施設における一級技能士コース及び二級技能士コースの短期課程の普通職業訓練の基準を規定する別表第五について、スレート施工科の項を削除すること。
- 二 技能検定職種と職業訓練指導員免許との対応関係を規定する別表第十一の二について、スレート施工の項を削除すること。
- 三 技能検定の職種ごとの等級を規定する別表第十一の四について、新たな職種として着付けの項を追加し、その等級として一級及び二級を定めるとともに、スレート施工の項を削除すること。
- 四 技能検定の実技試験並びに学科試験の試験科目及びその範囲を規定する別表第十二及び別表第十三について、それぞれスレート施工の項を削除すること。
- 五 その他所要の経過措置を定めるものとする。
- 六 この省令は、公布の日から施行するものとする。